

令和 6 年度第 1 回
大船渡市国民健康保険運営協議会会議録

令和 6 年 5 月 30 日（木）午後 1 時 30 分

大船渡市国民健康保険運営協議会

令和 6 年度第 1 回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録
令和 6 年 5 月 30 日（木）午後 1 時 30 分開議

会議日程

1 開 会

2 会長及び会長代理の選出

3 会長あいさつ

4 会議録署名委員の指名

5 報 告

(1) 報告第 1 号 大船渡市税条例の一部を改正する条例について

6 そ の 他

7 閉 会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（８名）

公益代表委員

刈 谷 忠 君

山 本 勝 夫 君

小 松 由 美 君

保険医・保険薬剤師代表委員

滝 田 有 君

金 野 良 則 君

被保険者代表委員

及 川 久美子 君

及 川 艶 子 君

刈 谷 由 里 君

欠席委員（４名）

公益代表委員

佐 藤 美智子 君

保険医・保険薬剤師代表委員

中 野 達 也 君

熊 谷 英 人 君

被保険者代表委員

佐々木 博 子 君

事務局出席者

副市長

引屋敷 努 君

市民生活部長

安 居 清 隆 君

市民生活部国保医療課長

佐々木 直 央 君

総務部税務課長

森 正 君

保健福祉部健康推進課長

藤 田 一 枝 君

市民生活部国保医療課長補佐

木 村 亮 君

市民生活部国保医療課係長

新 田 進 君

午後 1 時 30 分開会

○市民生活部長（安居清隆君） 皆様には、お忙しいところ、御出席をいただきましてありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、市民生活部長の安居でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、大船渡市国民健康保険運営協議会委員の任期満了に伴いまして、新たに委員となられる皆様の委嘱状交付式を執り行います。

委嘱状は、代表受領とさせていただきますので御了承願います。

恐れ入りますが、お名前を呼ばれた方は、その場に、御起立、一礼いただいた後、御着席願います。

それでは、委嘱状を交付する委員を御紹介させていただきます。

公益代表といたしまして、刈谷忠様でございます。

同じく山本勝夫様でございます。

同じく小松由美様でございます。

次に保険医・保険薬剤師代表といたしまして、滝田有様でございます。

同じく金野良則様でございます。

次に被保険者代表といたしまして、及川久美子様でございます。

同じく及川艶子様でございます。

同じく刈谷由里様でございます。

なお、本日は都合により欠席されておりますが、公益代表といたしまして、佐藤美智子様、保険医・保険薬剤師代表といたしまして、中野達也様、熊谷英人様でございます。

被保険者代表といたしまして、佐々木博子様を委嘱いたしております。

それでは、代表受領といたしまして、刈谷忠様に委嘱状を交付させていただきます。刈谷様、恐れ入りますが、前の方にお進み願います。

（副市長より委嘱状を交付）

刈谷様、お席にお戻り願います。

他の皆様の委嘱状については、自席に配付させていただいておりますので、御確認をお願いします。

それではここで、引屋敷副市長より御挨拶を申し上げます。

○副市長（引屋敷努君） 本日は、委員の皆様には、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、当市の国民健康保険事業はもとより、市政各般にわたり、特段の御支援と御協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

ただ今、大船渡市国民健康保険運営協議会委員の委嘱状を交付させていただきました。皆様におかれましては、当協議会委員を快く御承引いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入されていない方を対象とした医療保険制度であり、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入する、国民皆保険体制の最後の砦となっております。

国保加入者につきましては、構造的に年齢層が高いため、医療費水準が高く、また、財政基盤が不安定な小規模保険者が多いことから、平成 30 年度以降は、県と共同で本制度を担っており、安定的な財政運営や、効率的な事業運営の確保を図っているところであります。

さて、国ではあらゆる分野でDX、デジタルトランスフォーメーションを推し進めており、医療分野でもデジタル技術を活用するため、本年 12 月 2 日をもって、現行の紙の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによる健康保険証、いわゆるマイナ保険証に移行することを決定しております。

このメリットとして、薬剤情報や過去の健診情報などの確認が可能となり、正確な情報に基づいた総合的な医師の判断や、重複する投薬を回避した適切な処方を受けられるなど、利便性の向上と医療の効率化が図られることとなっております。

このように医療分野を始め、社会保障を取り巻く環境が、目まぐるしく変化している中、市では、情勢に応じた各般の取組を進めるとともに、県と連携を図りながら、本制度の更なる健全化と持続可能な運営に一層尽力してまいります。

委員の皆様方におかれましては、これから本協議会での議論を通じて、国民健康保険の適正な運営に御協力をいただきますようお願い申し上げまして、委嘱状交付にあたっての挨拶といたします。

○市民生活部長（安居清隆君） 以上をもちまして、委嘱状交付式を終了します。この後、会議に入りますが、ここで引屋敷副市長は別用務のため、退席とさせていただきます。

（副市長退席）

○市民生活部長（安居清隆君） それでは引き続き、令和 6 年度第 1 回の大船渡市国民健康保険運営協議会に移りますが、開会に先立ち、新体制による初めての会議となりますので、事務局職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

始めに、市民生活部国保医療課で

課長の佐々木直央でございます。

課長補佐の木村亮でございます。

国保年金係長の新田進でございます。

続きまして、国民健康保険税の賦課徴収を担当しております、総務部税務課

課長の森正でございます。

続きまして、国民健康保険の保健事業を担当しております、保健福祉部健康推進課

課長の藤田一枝でございます。以上でございます。

○市民生活部長（安居清隆君） 本日欠席した委員は、先ほど御紹介のとおり 4 人となっており、8 人の委員に出席いただいております。

大船渡市国民健康保険条例施行規則第 4 条による定足数に達しておりますので、本日の

会議は成立しております。

次に、2の会長及び会長代理の選出についてでございます。

国民健康保険法施行令第5条第1項の規定により、「協議会に、会長1人をおき、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」ことになっております。

また、同条第2項では、「会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する」と規定されております。

そこで、会長及び会長代理の選挙につきまして、どのように取り進めたらよろしいか、皆様にお諮りいたします。

（事務局案を求める声あり）

ただ今、事務局案があればとの御意見がございましたが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのように取り計らうことといたします。事務局からの提案はありますか。

○国保医療課長（佐々木直央君） 事務局といたしましては、会長を刈谷忠委員に、会長代理を山本勝夫委員にお願いしたいと考えております。以上です。

○市民生活部長（安居清隆君） ただいま、事務局案を提示させていただきましたが、委員の皆様から何か御意見はございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○市民生活部長（安居清隆君） それでは、御異議がないようでございますので、当協議会の会長には、刈谷忠委員、同じく会長代理には、山本勝夫委員と決定させていただきます。

では、刈谷会長は会長席に御移動願います。

続きまして、会長の刈谷忠様より、御挨拶をお願いいたします。

○公益代表委員・会長（刈谷忠君） 御多忙のところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、報告事項が1件になっております。皆様には御忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○市民生活部長（安居清隆君） ありがとうございます。

それでは、日程に従いまして、進めさせていただきます。会議の議長につきましては、大船渡市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、会長が当たることとなっておりますので、これからの進行は、刈谷会長をお願いいたします。

○議長（刈谷忠君） それでは、議事を進行します。

次第4 会議録署名委員の指名でございます。公益代表の山本勝夫委員と、被保険者代表の及川久美子委員のお二人を指名しますので、よろしくお願いいたします。

次に、次第5 議事に入ります。

報告第1号「大船渡市税条例の一部を改正する条例について」、事務局からの説明を求めます。

○国保医療課長（佐々木直央君） 国保医療課長の佐々木でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

始めに、本日お配りしました資料について確認いたしますので、万が一不足等がありましたら、その場で挙手をお願いいたします。

(1)次第、報告第1号、名簿（表面は委員、裏面は事務局の職員）、(2)大船渡市国民健康保険運営協議会について、(3)資料1「大船渡市税条例の一部を改正する条例について」、(4)資料2研修会資料「医療制度の概要と当市の現状」、(5)資料3「大船渡市における防災の取組」、(6)ドクターカーのチラシ、未来かなえネット参加申込説明書、(7)岩手の保健（冊子）、国保新聞（2/10～5/20）となります。

なお、本日の運営協議会におきましては、審議事項がないことから、全資料を当日配布いたしました。今後、審議事項がある場合につきましては、原則、事前送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の前に、本運営協議会について、簡単に御説明申し上げます。資料「大船渡市国民健康保険運営協議会について」を御覧ください。

本協議会は、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するための協議会であります。委員の構成は、被保険者（国保加入者）を代表する委員4人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員4人、公益を代表する委員4人の合計12人となっております。

協議会の審議事項は、(1)条例の制定又は改廃に関する事項、(2)国民健康保険関係予算に関する事項、(3)国民健康保険税の税率に関する事項、(4)国民健康保険被保険者の健康の保持、増進に必要な施設の設置及び運営に関する事項、(5)その他市長が必要と認める事項となっております。

令和6年度における協議会の開催予定は、本日、第1回運営協議会を開催しましたが、今後におきましては、8月下旬から9月初旬の間に第2回、11月下旬から12月初旬の間に第3回、2月上旬に第4回運営協議会を開催し、国民健康保険に関する条例や予算に係る御審議をお願いする予定でございます。

その他の活動としましては、任意の御参加となりますが、8月30日、盛岡市におきまして「岩手県国民健康保険フォーラム」が開催されますので、後日、委員の皆様へ御案内を差し上げる予定でございます。

また、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町の3市2町で構成する、大船渡・釜石地区国保協議会の総会がございますが、こちらにつきましては、今年度も書面開催の見込みとなっており、参加予定はございません。

なお、参考としまして、2枚目以降に、本運営協議会に関する条例等の抜粋を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

それでは、報告第1号「大船渡市税条例の一部を改正する条例について」、御説明申し上げます。資料1を御覧ください。

本条例は、国民健康保険税の課税限度額等を改正するものでございます。本来であれば、

本運営協議会の諮問に付して御審議いただくものでございますが、地方税法等の一部改正が、令和6年3月30日に公布され、4月1日からの施行とされたことに伴い、当市におきましても3月30日付けで専決処分したことから、本運営協議会を招集する時間的余裕がなかったものであります。

なお、専決処分につきましては、2月6日に開催されました「令和5年度第4回大船渡市国民健康保険運営協議会」において、前委員の皆様にご了承をいただいておりますことを申し添えます。

では、説明に入ります。始めに、改正条項の第140条、保険税の課税額ですが、こちらは国保税の課税限度額の引き上げについて定めたものでございます。

課税限度額とは、納税義務者となる世帯主に課税される年間の上限度額であります。

国保税は、医療分である「基礎課税分」、主に75歳以上の方が加入している後期高齢者医療制度を支えるための「後期高齢者支援金分」、40歳から64歳までの方が対象となる「介護納付金分」の3つの区分がありますが、このうち、後期支援金分の課税限度額を、現行の22万円から2万円引き上げ24万円とするものです。

なお、基礎課税分及び介護納付金分につきましては、改正はございません。

次に、改正条項の第161条、保険税の減額ですが、こちらは国保税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しについて定めたものでございます。

軽減措置とは、所得に応じて、国保税の均等割（一人当たり）及び平等割（1世帯当たり）を、7割・5割・2割の一定割合により軽減する制度でございます。

この軽減判定所得における被保険者数に乗すべき金額を、5割軽減の場合においては現行29万円を29万5千円に、2割軽減の場合においては現行53万5千円を54万5千円に引き上げ、低所得者に対する減額措置の対象を拡大するものでございます。なお、7割軽減につきましては、改正はございません。

また、施行期日につきましては、いずれも令和6年4月1日からとなります。なお、資料2ページから3ページは、国保税分を抜粋した条例について、改正前と改正後の対照表になりますので、参考としてください。以上で改正内容の説明を終わります。

○議長（刈谷忠君） 質疑を受け付けます。何かございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（刈谷忠君） それでは、以上で次第5 報告を終わります。

では、本日は審議事項がございませんので、以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。事務局にお返しします。

○市民生活部長（安居清隆君） 刈谷会長ありがとうございました。次に、次第6 その他ですが、皆様から何かございますか。

（「なし」との声あり）

○市民生活部長（安居清隆君） これをもちまして、「令和6年度第1回大船渡市国民健康保険運営協議会」を閉会いたします。

引き続き、国民健康保険に関する研修会を行います。準備がございましたので今しばらくお待ちください。

午後 2 時 05 分閉会